

まちだ３Ｒ賞の賞状贈呈に関する要領

第１ 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、一般廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等による減量および適正処理を積極的に行い、かつ組織的に工夫を凝らし取り組んでいる事業所を賞し、それにより、更なる取り組み意欲の喚起を図るとともに、他者にとっての参考情報として広く周知されることで、町田市の一般廃棄物の減量に寄与するため、町田市感謝状及び賞状の贈呈に関する要綱の規定に基づき、市長名をもって行う賞状の贈呈に関する基準を定める。

第２ 贈呈対象事業所

賞状の贈呈対象は、条例に基づく立入検査の結果、その取り組みが優れていると認めた事業所および「まちだ３Ｒ賞」申請書（様式第１号）により申請があった事業所に対し立入検査を行い、優秀な取り組みを行っているとして認められた事業所とする。ただし、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第２条第２項第６号に規定する少量排出事業者は除くものとする。

第３ 審査

環境資源部環境政策課が実施する条例に基づく立入検査の結果等をもとに審査を行う。

第４ 贈呈基準

賞状の贈呈は、次の各号のいずれにも該当する事業所に対して行う。

- (１) 一般廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等による減量および適正処理を積極的に行い、その取り組みが優れていること。
- (２) (１)について、組織的に工夫を凝らし取り組んでいること。
- (３) その他市長が別に定める要件に適合すること。

第５ 公表

市長は、賞状の贈呈を行ったときはこれを公表する。

第６ 賞の名称

賞の名称は「まちだ３Ｒ賞」とする。

第７ 庶務

賞状の贈呈に関する庶務は、環境資源部環境政策課が行うものとする。

附 則

この要領は、２０２６年６月４日から施行する。